

答申第 2 5 5 号（諮問第 2 7 0 号）

「〇〇市の〇〇工業団地において、〇〇が〇〇市から取得した土地に〇〇が工場を建設するのに先立ち、土壤汚染対策法に基づく届出を〇〇が県に提出した際、県は当該土地の土壤がフッ素及びその化合物により汚染されている恐れがあるとして、土壤調査を命じた。その結果、環境基準を超える土壤汚染が確認され、〇〇と〇〇市との間で係争となり、土壤検査や土壤の入れ替え工事費用約 5.2 億円を、〇〇市が負担することで和解となった。そうすると、同じく〇〇市が造成して分譲した〇〇の土地以外の部分についても、例えば〇〇の土地も同様に土壤汚染されていることが想定される。〇〇が県に届出をした時点で、既に工場建設が済んでいるところについて、県がなぜ調査命令を出していないのか、その理由がわかる一切の情報（〇〇等の土対法に基づく県への届出書なども含む。）」の公文書部分開示決定に対する審査請求

群馬県公文書開示審査会
第一部会

第1 審査会の結論

本件公文書につき、その一部を不開示とした決定については、別表2（A）欄に示した部分を開示すべきである。

第2 諮問事案の概要

1 公文書開示請求

審査請求人（以下「請求人」という。）は、群馬県情報公開条例（平成12年群馬県条例第83号。以下「条例」という。）第11条の規定に基づき、群馬県知事（以下「実施機関」という。）に対し、令和5年6月9日付けで、「〇〇市の〇〇工業団地において、〇〇が〇〇市から取得した土地に〇〇が工場を建設するのに先立ち、土壤汚染対策法に基づく届出を〇〇が県に提出した際、県は当該土地の土壤がフッ素及びその化合物により汚染されている恐れがあるとして、土壤調査を命じた。その結果、環境基準を超える土壤汚染が確認され、〇〇と〇〇市との間で係争となり、土壤検査や土壤の入れ替え工事費用約5.2億円を、〇〇市が負担することで和解となった。そうすると、同じく〇〇市が造成して分譲した〇〇の土地以外の部分についても、例えば〇〇の土地も同様に土壤汚染されていることが想定される。〇〇が県に届出をした時点で、既に工場建設が済んでいるところについて、県がなぜ調査命令を出していないのか、その理由がわかる一切の情報（〇〇等の土対法に基づく県への届出書なども含む。）」の公文書開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

実施機関は、本件請求に係る公文書を別表1（あ）欄の公文書（以下「本件公文書」という。）と特定し、条例第18条第1項の規定に基づき、令和5年8月10日付けで公文書部分開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、別表1（い）欄に係る公文書の一部を開示しない理由を別表1（う）欄のとおり付して、請求人に通知した。

3 審査請求

請求人は、実施機関に対して、本件処分を不服として令和5年10月27日付けで審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

4 弁明書の送付

実施機関は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第3項において読み替えて適用する同法第29条第2項の規定に基づき、令和5年11月30日付けで弁明書を作成し、その副本を審査請求人に送付した。

5 反論書の提出

請求人は、行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適用する同法第30条第1項の規定に基づき、令和6年1月15日付けで反論書を作成し、実施機関に提出した。

6 諮問

実施機関は、条例第26条の規定に基づき、群馬県公文書開示審査会（以下「審査会」という。）に対して、令和6年2月7日、本件審査請求に係る事案（以下「本件事案」という。）についての諮問を行った。

7 意見書の提出

請求人は、条例第32条の規定に基づき、令和6年3月4日付けで意見書を作成し、審査会に提出した。

第3 争点

条例第14条第2号、第3号イ又は第6号に該当するとして請求された公文書の一部を不開示とした本件処分が妥当か。

第4 当事者の主張

1 請求人の主張要旨

（1）審査請求の趣旨

対象となる処分を取り消すとの裁決を求める。

（2）審査請求の理由

請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書、反論書及び意見書によるとおおむね以下のとおりである。

ア 文書1における条例第14条第6号イの該当性について

対象公文書の相手方である〇〇市産業政策課（以下「〇〇市」という。）は行政であり、相手方の情報は、〇〇市民の財産でもある。

処分庁は「相手方にとっては、当該情報を断りもなく開示されることは当然、想定していないと考えられる」と主張するが、この情報は平成23年6月29日のものである。今から13年近く前の既実施の情報が、なぜ今開示されると不都合なのか。

さらに処分庁は「法人情報に類する情報が含まれる」と弁明するが、〇〇市は、株式会社〇〇（以下「〇〇」という。）との訴訟においても、一貫して〇〇工業団地（以下「本件工業団地」という。）は既に土壤汚染対策済みなので、特定有害物質が含まれていない、つまり土壤汚染はない、ということを主張している。よって、これらの情報を開示しても、相手方

の信用を失墜させるおそれは考えられない。

処分庁は「相手方から自主的に報告された情報及び当時の当課における土壤汚染のおそれの判断を含んでいる」と主張するが、〇〇市が〇〇との裁判結果について、和解になったことにより、「汚染土壤はない、という当市の主張が裁判で認められた」と述べていることから、処分庁の弁明は失当である。

さらに「相手からの自主的な報告や情報提供」だとしているが、土壤汚染のおそれの判断は、土壤汚染対策法施行規則（以下「土対法施行規則」という。）に基づくものであるため、相手方から情報収集することは、むしろ義務である。

処分庁は「これは、あくまでも同団地の土地に対しての土壤汚染のおそれの判断内容であって、広く同団地の土地以外の土地に対して一律に適用できる判断ではない。」と弁明するが、本件工業団地の造成は一括して行われたと聞いている。つまり、〇〇など３社が〇〇市から購入した土地と、〇〇が購入した土地であるため「一律に適用できる判断ではない」とする処分庁の弁明は矛盾する。

また「当該判断内容が広く一般に通じるものと無用の誤解を与えるおそれが出てくる。」と弁明するが、逆に、当該判断内容が広く一般に通じるものでないということになると、これこそ行政の二重基準という不適切な対応をさらに助長するおそれが生じる。行政客体（行政行為を受ける側の自然人ないし法人）が自己判断による不適切な対応をしないように、処分庁は、判断基準を広く明らかにすることが肝要である。

イ 文書２ないし４における不開示情報の該当性について

（ア）条例第１４条第３号イの該当性について

〇〇（株）は、〇〇年に物流センターの誘致・建設についてプレスリリースにより公表している他、（株）〇〇も、同社のホームページ上で、〇〇工場のレイアウトや設備について詳細に公表している。

このように、企業はＣＳＲ（企業の社会的責任）やＩＲ（投資家情報）の観点から積極的に自社の情報を公表している。したがって、処分庁が「情報漏出で届出者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある」と弁明するのは、既にアナクロニズム（時代錯誤）による考え方そのものと言わざるを得ない。

（イ）条例第１４条第６号イの該当性について

「相手方」が情報を提供した関係行政機関の場合、当該情報を住民に開示することで、なぜ「今後、関係行政機関から必要な協力を得られない可能性が強く懸念される」のか。そして処分庁が「この場合、今後、当課では土壤汚染対策法（以下「土対法」という。）に基づく適正な審査を行え

なくなることを意味する」となぜ考えなければならないのか。

また判断が法令等の新たな施行の都度、大幅に変わるとは考えにくいと思われる。また当時の審査情報を開示しても、誰もそれが現在でも通用するとは考えないだろう。

〇〇など3社からの10年以上前の形質変更届出に対する審査と、平成30年の〇〇からの形質変更届出に対する審査が異なる結果となったのかを検証することが、なぜ処分庁の適正な事務事業の遂行に支障を及ぼすおそれがあるのか、全く理解できない。

2 実施機関の主張要旨

実施機関の主張は、弁明書及び実施機関の口頭での説明（以下「口頭説明」という。）によると、おおむね以下のとおりである。

（1）法の定めについて

土対法第4条第1項では、一定の規模以上の土地の形質の変更を行おうとする者は、土地の形質の変更に着手する30日前までに知事に届け出なければならないとされている。そして当該土地に土壤汚染のおそれがあると認めるときは、同条第3項の規定により、知事は、当該土地の所有者等に対して土壤汚染状況調査を命ずることができるとされている。

（2）事務の流れについて

当該届出は県内の管轄する県環境事務所又は県環境森林事務所へ提出され、届出を受理した事務所において届出の形質的な審査が実施される。この審査で形式上の問題がない場合は、県環境保全課へ進達され、環境保全課にて、届出書の内容及び届出対象地に関し収集した土壤汚染のおそれに関する情報に基づき、土対法施行規則第26条各号の要件該当性の判断が行われる。この審査において、土壤汚染のおそれがないと判断された場合は、工事の着工となるが、土壤汚染のおそれがあると判断された場合は、調査命令が出され、詳細な土壤汚染状況の調査が実施されることになる。

（3）公文書の特定について

「〇〇が県に届出をした時点で、既に工場建設が済んでいるところについて、県がなぜ調査命令を出していないのか、その理由が分かる一切の情報」という請求内容から、本件工業団地の土地において工場建設等の目的で土対法第4条第1項の届出が提出されたもののうち、〇〇が所有する土地における届出が提出された平成30年3月1日以前に提出された届出について、その届出の審査を含む事務処理に関する文書及び本件工業団地の土壤汚染のおそれに関連する情報を記録した文書（文書2ないし4）を特定した。

また本件工業団地の土対法に基づく審査に関連する情報を記録した文書として、本件工業団地造成当時の、〇〇市産業政策課と群馬県との対応記録（文書

1) を特定した。

(4) 公文書を開示しない理由について

ア 文書1について

当該文書は、本件工業団地の土対法に基づく審査に関連して、相手方から自主的に報告された情報及びその情報に基づく当時の環境保全課における土壤汚染のおそれの判断が記載されている。

相手方にとって、自主的に報告した情報を断りもなく開示されることは当然、想定していないと考えられる。また、当該文書には法人情報に類する情報も含まれている。これらを開示することは、当課に対する相手方からの信用を失墜させ、以後、相手方からの自主的な報告や情報提供、聴取への応諾等が行われなくなることが危惧される。

このことは、今後、当課において、法が規定する土壤汚染状況調査の契機では捕らえ切れない土壤・地下水汚染の把握を難しくさせるとともに、これらに対する適切な対策及び指導等も困難にさせ、ひいては法の施行にまで影響を及ぼすおそれが高いと考えられる。

また相手方から自主的に報告された情報に基づく当時の当課における土壤汚染のおそれの判断は、あくまでも同団地の土地に対しての土壤汚染のおそれの判断内容であって、広く同団地の土地以外の土地に対して一律に適用できる判断ではない。仮にこれらを開示した場合、法に基づく届出をしようとする者や自主的な土壤汚染対策をする者等の行政客体をして、当該判断内容が広く一般に通じるものと無用の誤解を与えるおそれが出てくる。また、これを判断の拠り所の一つとして法解釈の錯誤を生じさせ、その結果、自己判断による不適切な対応を行い、事前に被ることが予想される法的な不利益を回避するために当課への相談・報告自体を躊躇・忌避する事態となる可能性が出てくる。このように、行政客体による調査報告を含む正確な情報が得られなくなることは、収集した情報に基づき土壤汚染のおそれの判断を行う事務を担う当課にとって、業務を全うできなくなることを意味する。

さらに仮に汚染が判明した場合、本来であれば、管轄行政機関は速やかにその汚染による人の健康に係る被害が生じるおそれの有無を把握しなければならないが、先述した土壤汚染のおそれを判断するために行う情報の収集が滞ることによって、必要な対応が取れなくなる事態が想定される。このことは、最終的に土壤汚染による人の健康被害を防止するという法の目的が達成できなくなることを意味する。

以上のとおり、当該公文書を開示することは、適正かつ公正な評価や判断の前提となる事実の把握を困難にするおそれがあることから、条例第14条第6号イに該当すると判断した。

イ 文書 2 ないし 4 について

(ア) 条例第 14 条第 3 号イの該当性について

当該届出者は、法人たる株式会社であり、土対法第 4 条第 1 項の届出書に添付される書類の中には、土地の形質の変更を行う具体的場所に係る面積並びに平面図、立面図及び断面図、さらには事業の全体が把握できる計画図等、事業の内容が明らかにされ又は具体的に推測される情報が多く含まれている。これらは第三者が通常一般には入手できない情報である。これらの情報を開示することは、届出者の競合会社等に情報が漏出することにつながり、届出者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれと考えられる。

また当課及び管轄環境事務所が行う所管法令及び所管法令以外の審査結果に関する情報には、届出者が届出を行おうとする土地で使用されている特定有害物質の種類や施設情報を推知できてしまうものもある。仮にこれらを開示した場合、届出者の競合会社等に情報が漏出することにつながり、届出者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると考えられる。

なお届出対象地周辺において、現に土壤汚染による健康被害が確認されたという情報を県が把握していない以上、情報を開示しないことで人の生命、健康等の利益が法人等の権利利益を上回るとは考えられないため、条例第 14 条第 3 号ただし書には該当しない。

(イ) 条例第 14 条第 6 号イの該当性について

当該文書は、前述のとおり使用目的を限定して提供された情報を含んだものであることから、情報を提供した関係行政機関においては当該情報を開示することは当然想定していないと考えられ、仮に開示すれば、それは目的外の使用に当たることから、関係行政機関と当課との信頼関係が著しく損なわれ、今後、関係行政機関から必要な協力を得られない可能性が強く懸念される。

当該文書は、当課による土壤汚染のおそれの判断内容を含んだものであるが、この判断はあくまでもその当時施行されていた法令に基づくものである。判断は、法令等の新たな施行に基づき、その都度されるものである。この内容を開示することにより、法に基づく届出をしようとする者や自主的な土壤汚染対策をする者等の行政客体に、現状においても、当該判断内容が広く一般に通じるものと誤解を与えるおそれがある。

このことは、これを判断に拠り所の一つとして法解釈の錯誤を生じさせ、その結果、自己判断による不適切な対応を行い、事前に被ることが予想される法的な不利益を回避するために当課への相談・報告自体を躊躇・忌避する事態が生じる可能性が出てくる。

このように、行政客体による調査報告を含む正確な情報が得られなくなることは、収集した情報に基づき土壤汚染のおそれの判断を行う事務を担当課にとって、業務を全うできなくなることを意味する。

仮に、汚染が判明した場合、本来であれば、管轄行政機関は速やかにその汚染による人の健康に係る被害が生じるおそれの有無を把握しなくてはならないが、先述した土壤汚染のおそれを判断するために行う情報の収集が滞ることによって、必要な対応が取れなくなる事態が想定される。このことは、最終的に土壤汚染による人の健康被害を防止するという法の目的を達成できなくなることを意味する。

こうしたことから、当該文書を開示することは、適正かつ公正な評価や判断の前提となる事実の把握を困難にするおそれがあることから、条例第14条第6号イに該当すると判断した。

第5 審査会の判断

1 本件審査請求について

本件請求に係る公文書は、「〇〇市の〇〇工業団地において、〇〇が〇〇市から取得した土地に〇〇が工場を建設するのに先立ち、土壤汚染対策法に基づく届出を〇〇が県に提出した際、県は当該土地の土壤がフッ素及びその化合物により汚染されている恐れがあるとして、土壤調査を命じた。その結果、環境基準を超える土壤汚染が確認され、〇〇と〇〇市との間で係争となり、土壤検査や土壤の入れ替え工事費用約5.2億円を、〇〇市が負担することで和解となった。そうすると、同じく〇〇市が造成して分譲した〇〇の土地以外の部分についても、例えば〇〇の土地も同様に土壤汚染されていることが想定される。〇〇が県に届出をした時点で、既に工場建設が済んでいるところについて、県がなぜ調査命令を出していないのか、その理由がわかる一切の情報（〇〇等の土対法に基づく県への届出書なども含む。）」である。実施機関は、本件請求に係る公文書を本件公文書と特定した上で、その一部を条例第14条第2号、第3号イ又は第6号イに該当するとして本件処分を行った。これに対し請求人は、本件処分を不服とし、処分の取消しを求めている。

そこで、審査会において本件公文書を見分した結果を踏まえ、以下、本件処分の妥当性について検討する。

2 本件公文書について

文書1は本件工業団地の土壤汚染に関する〇〇市と実施機関との電話での応対記録及び〇〇市から実施機関に提供された報告に基づき、実施機関が土壤汚染のおそれを判断した情報が記載されている。

また、文書2ないし4は、本件工業団地の土地に係り、平成30年3月1日以

前に3つの事業者から提出された土対法第4条第1項の規定による「一定の規模以上の土地の形質の変更届出書（以下「本件届出書」という。）」及び当該届出書に係る実施機関の審査の結果を記載した3件の文書一式である。これらはいずれも土対法施行規則において定められた様式により届出が行われたものであり、実施機関において所定の審査が行われている。

3 条例の定めについて

(1) 個人に関する情報について

条例第14条第2号では「個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの」を不開示情報として定めている。

そして、一般に公にされており個人の権利利益を侵害せず不開示にする必要のない情報、個人の権利利益を侵害しても開示することによる公益が優先するため開示すべき情報及び公務員の職務の遂行に関する情報をただし書イないしハで本号の不開示情報から除くこととしている。

(2) 法人等事業情報について

条例第14条第3号では「法人その他の団体に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、次に掲げるもの。」とし「イ 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」を不開示情報として定めている。

また、同号ただし書は、同号イに該当する情報であっても「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」については開示する旨を定めている。

(3) 事務事業情報

条例第14条第6号では「県の機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人又は公社が行う事務又は事業に関する情報であつて、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」を不開示情報として定めている。

また、同号イでは、監査、検査、取締り等に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれを不開示情報として定めている。当該監査等は、いずれも事実を正確に把握し、その事実に基づいて評価、判断を加えた上で、一定の決定を伴うことがある事務である。これらの事務に関する情報の中には、例えば、監査等の対象、実施時期、調査事項等の詳細な情報や試験問題などのように、事前に公にすれば、適正かつ公正な評価や判断の前提となる事実の把握が困難となったり、行政客体における法令違反行為又は法令違反に至らない

までも妥当性を欠く行為を助長したり、巧妙に行うことにより隠蔽を容易にしたりするなどのおそれがあるものがあり、このような情報については、不開示とするものである。また、事後であっても、例えば、違反事例等の詳細についてこれを公にすると他の行政客体に法規制を免れる方法を示唆するようなものは該当する。

4 不開示情報該当性について

文書1においては、その一部が条例第14条第6号イに、文書2ないし4においては、その一部が条例第14条第2号、同条第3号イ又は同条第6号イに該当するとして不開示とされていることから、各公文書における同条各号の該当性について検討する。

(1) 文書1について

ア 審査会が確認したところ、当該不開示部分には、〇〇市から自主的に提供された本件工業団地の土壌汚染のおそれに関する情報、及びその情報に基づく当時の実施機関における土壌汚染のおそれの評価等が記載されていることが認められる。

イ 当該部分の不開示理由について、実施機関は前記第4の2(4)アのとおり、これを公にした場合には、実施機関の信用を失墜させ、相手方からの自主的な報告等の協力が得られなくなり、業務への支障が生じる旨を説明している。

加えて、本件工業団地内の土地に対する土壌汚染のおそれの判断を公にした場合、その判断が他の事例においても踏襲されるとの誤解を生じさせるなどし、業務への支障が生じる旨を説明している。

ウ 〇〇市からの任意の報告に関する情報が開示されることとなれば、今後同様の事案の対応を行うに当たり、他の事業者が自主的な報告をためらうなど、収集した情報に基づき土壌汚染のおそれを判断する事務に支障を及ぼすおそれがある。

また、個別の事案において土壌汚染のおそれを実施機関が判断する際の着眼点を公にすることにより、土壌汚染状況調査の命令を免れたい者等による調査事項の隠蔽を容易にしたりするなど、土壌汚染の調査に関する事務に支障を及ぼすおそれがある。

エ したがって、当該不開示部分は、これを公にすることにより、今後の土壌汚染の調査に関する事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、条例第14条第6号イに該当すると認められ、不開示としたことは妥当である。

(2) 文書2ないし4について

ア 届出担当者等の氏名及び連絡先

本件届出書には、届出者に係る担当者の氏名及び電話番号並びに添付資料の各種の図面に建築士等の氏名が記載されている。これらは条例第14条第2号本文前段の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当すると認められる。また、当該情報は法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報とはいえないことから同号イに該当せず、その性質上、同号ロ及びハにも該当しない。したがって、条例第14条第2号に該当し、不開示とするのが妥当である。

イ 届出者（法人等）の印影、同意権者（法人）の印影

本件届出書及び添付資料の土地所有者の同意書に法人の代表者の印影が記載されている。法人の代表者の印影は偽造により当該法人の財産権が侵害されるおそれがあり、開示することにより法人の正当な利益を害するおそれがあるため条例第14条第3号イに該当し、不開示とすることが妥当である。

ウ 土地の形質の変更の規模

本件届出書、実施機関が届出者へ交付する受理書及び添付資料の図面等に、届出者が土地の形質の変更を行う面積が記載されている。また本件届出書の別記様式には、土地の形質の変更を行う面積に加え、その対象となる土地の一筆の面積が記載されている。

土地の形質の変更を行う面積は、届出者がどの程度の規模で工事を行うかが分かる情報であり、一般的には他者が入手できない情報である。これらは当該届出者の事業戦略や事業展開に関するものであり、公にすることで、当該法人の権利又は競争上の地位を害するおそれがあると認められる情報であるため、条例第14条第3号イに該当し、不開示とすることは妥当である。

一方、本件届出書の別記様式に記載された土地の形質の変更の対象となる土地の一筆の面積は、登記事項証明書に記載されている情報であり、何人でも閲覧することができるものである。よって、不開示とする理由はなく、開示すべきである。

エ 工事名称

本件届出書の添付資料として提出された図面の一部に、土地の形質変更の内容を示す工事の名称が記載されている。また、実施機関の審査書類に記載された事業の概要にも同様の工事の名称が記載されている。

本件届出書はいずれも平成25年に提出された届出に対する審査に関する文書であり、開示請求がなされた令和5年6月時点では既に当該工事は完了していたものである。不開示とされた工事名称は、いずれも〇〇工事と記載がされており、工事が完了し、開示請求時点においても新たな施設が完成していた状況を鑑みると、工事の名称を公にすることは、当該法人の

権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められない。よって、工事の名称を不開示とする理由はなく、開示すべきである。

オ 建築物及びその敷地に関する情報、図面

届出者が提出した本件届出書の一部に、工事に係る建築物及び敷地に関する情報並びに設備の配置図や各区画の施工面積等が記載された図面が添付されている。

これらは当該事業の具体的内容を示すものであり、法人の当該事業計画に係る内部管理情報であると認められる。これを公にすることは、事業に係るノウハウや技術力等がある程度推測され、競争上の地位が害されるおそれが認められる。よって当該部分は条例第14条第3号イに該当し、不開示とすることが妥当である。

カ 土壌汚染対策法審査における届出場所以外の情報

当該土地における各法令の規定に基づく届出の有無や、届出がある場合の詳細な内容が記載されている。これらは実施機関が関係機関への聴取により入手した情報、又は実施機関が元々保有していた情報である。

一定の規模以上の土地の形質の変更届出書に係る審査を行うに当たって、当該土地が特定有害物質によって汚染されているおそれの有無については土対法施行規則第26条で定める基準に基づき判断をすることとされており、特定有害物質が埋設、飛散、地下浸透した土地や特定有害物質を製造、使用した事業用地などは特定有害物質によって汚染されているおそれがある土地と判断される。

実施機関では土対法施行規則第26条の該当性を確認するため、環境省が示す「特定有害物質の埋設、飛散、流出又は地下への浸透等の履歴を確認する際に参考になり得ると考えられる行政手続の例」を参考に、届出土地における特定有害物質の汚染の有無を判断するための、審査基準を設けている。実施機関はこの審査基準に基づき、土壌汚染のおそれの判断に資する届出の有無等について、当該行政手続を所管する機関への照会を行うことにより、土壌汚染のおそれにつながる可能性がある情報の収集を行っている。

当該不開示部分は上記のとおり審査基準に定められている届出の有無を確認するために、関係機関へ照会を行い入手した情報等であるが、実施機関は審査基準を非公開としていることから、当該不開示部分を開示した場合、一般に公にされていない実施機関の審査に係る情報を明らかにすることになる。そして、どのような審査を行い、土壌汚染のおそれの判断を行っているかという審査手法が広く一般に明らかになることは、汚染のおそれがあるとの判断を免れることを目的とした不適切な届出が行われるなど、

正確な情報の把握を困難にさせることにつながり、土壌汚染のおそれの判断を行う実施機関の事務に支障を及ぼすおそれが認められる。よって当該部分は条例第14条第6号イに該当し、不開示とすることが妥当である。

また当該情報は、当該土地の性状に関するものであり、法人が所有する資産に関する情報でもある。仮に土対法施行規則第26条で定める基準に該当する届出が提出されていた場合、これらを公にすることは当該土地が特定有害物質によって汚染されているおそれがあることを明らかにすることになり、保有する土地の価格が下落する可能性があるなど、法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることが認められる。

よって条例第14条第3号イにも該当するといえる。

キ 土壌汚染対策法審査における届出の形式審査内容及び結果

実施機関が本件届出書に基づき形式上の審査を行った文書であり、届出要件や記載事項、添付書類等の不備について、審査項目ごとの確認結果が記載されている。また審査項目に係る補足事項が一部不開示とされている。

まず実施機関が不開示理由に挙げる条例第14条第3号イの該当性について検討する。審査項目ごとの確認結果については、届出者が提出した届出書の記載内容や添付書類に関する情報である。しかし、当該記載や添付書類の有無については、既に関示されている文書から確認ができる情報であり、特段不開示にする理由は見当たらない。また審査項目に係る補足事項の一部は、実施機関が審査を行ううえで確認すべき点を示したものであり、法人に関する情報とは認められない。よって条例第14条第3号イに該当する事情は認められない。

次に同条第6号イの該当性について検討する。審査項目ごとの確認結果については、確認できたか否かという情報であるため、これを公にしても実施機関の適正な業務遂行に支障を及ぼすおそれは認められない。また審査項目に係る補足事項の一部は、実施機関の事務に関する情報ではあるが、単に事務処理上の補足事項を示したものであることから、当該部分を公にすることによる、事務又は事業上の支障は認められないことから、条例第14条第6号イに該当する事情も認められない。

よって当該部分を不開示とする理由はなく、開示するべきである。

ク 土壌汚染対策法施行規則第26条で定める基準による審査内容及び結果

実施機関が本件届出に係る審査を行う際の確認項目として、土対法施行規則第26条の該当性を判断するため、公にされていない審査基準に基づいた審査の内容とその結果が記載されている。

前記カのとおり、当該審査基準に基づいた情報を公にすることは、土壌汚染のおそれの判断を行う実施機関の事務に支障を及ぼすおそれが認められる。よって当該部分は条例第14条第6号イに該当し、不開示とするこ

とが妥当である。

ケ 土壤汚染のおそれに関する根拠、土壤汚染対策法審査における届出の形式等審査及び審査の根拠となる書類

当該文書は、実施機関が届出土地における特定有害物質による汚染のおそれの有無を判断するために作成した審査基準である。

当該審査基準は前記カのとおり、公表されておらず、どのような審査を行い、土壤汚染のおそれの判断を行っているかという審査手法が広く一般に明らかになることは、不適切な届出が行われる等により正確な情報の把握を困難にさせることにつながり、土壤汚染のおそれの判断を行う実施機関の事務に支障を及ぼすおそれが認められる。よって当該部分は条例第14条第6号イに該当し、不開示とすることが妥当である。

(3) 以上のことから、別表2(A)欄に示す部分については開示すべきであるが、他の部分については条例第14条第2号、同条第3号イ又は同条第6号イに該当すると認められるため、不開示とすることが妥当であると判断した。

5 結論

以上のことから、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査の経過

当審査会の処理経過は、以下のとおりである。

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	内 容
令和 6 年 2 月 7 日	諮問
令和 6 年 6 月 2 7 日 (第 9 9 回 第一部会)	審議 (本件事案の概要説明)
令和 6 年 8 月 2 1 日 (第 1 0 0 回 第一部会)	審議 (実施機関の口頭説明)
令和 7 年 7 月 1 8 日 (第 1 0 2 回 第一部会)	審議
令和 8 年 8 月 6 日	答申

別表 1

(あ) 特定した公文書	(い) 実施機関が不開示とした部分	(う) 開示しない理由	
文書 1 供覧用紙 (H23.6.29)	供覧文書のうち、対応日時、 相手方、対応者以外の部分	群馬県情報公開 条例第 14 条第 6 号イ該当	当該事務又は事業の性質上、当該事務又 は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそ れがあるため。
文書 2 土壌汚染対策法第 4 条に基づく一定の規 模以上の土地の形質 の変更届出書につい て (H24 30046-97)	届出者連絡先	第 14 条第 2 号 該当	特定の個人が識別できる情報であるた め。
	建築士氏名等	第 14 条第 2 号 該当	特定の個人が識別できる情報であるた め。
	届出者（法人等）の印影	第 14 条第 3 号 イ該当	当該法人等(又は当該個人)の権利、競 争上の地位その他正当な利益を害するお それがあるため。
	土地の形質の変更の規模	第 14 条第 3 号 イ該当	当該法人等(又は当該個人)の権利、競 争上の地位その他正当な利益を害するお それがあるため。
	工事名称	第 14 条第 3 号 イ該当	当該法人等(又は当該個人)の権利、競 争上の地位その他正当な利益を害するお それがあるため。
	事業内容	第 14 条第 3 号 イ該当	当該法人等(又は当該個人)の権利、競 争上の地位その他正当な利益を害するお それがあるため。
	土壌汚染対策法審査における 届出場所以外の情報	第 14 条第 3 号 イ及び第 6 号イ 該当	当該法人等(又は当該個人)の権利、競 争上の地位その他正当な利益を害するお それがあるため。 当該事務又は事業の性質上、当該事務又 は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそ れがあるため。
	土壌汚染対策法審査における 届出の形式審査内容及び結果	第 14 条第 3 号 イ及び第 6 号イ 該当	当該法人等(又は当該個人)の権利、競 争上の地位その他正当な利益を害するお それがあるため。 当該事務又は事業の性質上、当該事務又 は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそ れがあるため。
	土壌汚染対策法施行規則第26 条で定める基準による審査内 容及び結果	第 14 条第 3 号 イ及び第 6 号イ 該当	当該法人等(又は当該個人)の権利、競 争上の地位その他正当な利益を害するお それがあるため。 当該事務又は事業の性質上、当該事務又 は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそ れがあるため。
	土壌汚染のおそれに関する根 拠、土壌汚染対策法審査にお ける届出の形式等審査及び審 査の根拠となる書類	第 14 条第 6 号 イ該当	当該事務又は事業の性質上、当該事務又 は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそ れがあるため。

文書 3 土壌汚染対策法第 4 条に基づく一定の規模以上の土地の形質の変更届出書について (H25 30046-62)	届出者氏名連絡先	第 1 4 条第 2 号 該当	特定の個人が識別できる情報であるため。
	担当者氏名	第 1 4 条第 2 号 該当	特定の個人が識別できる情報であるため。
	届出者（法人等）の印影	第 1 4 条第 3 号 イ該当	当該法人等(又は当該個人)の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため。
	土地の形質の変更の規模	第 1 4 条第 3 号 イ該当	当該法人等(又は当該個人)の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため。
	工事名称	第 1 4 条第 3 号 イ該当	当該法人等(又は当該個人)の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため。
	事業内容	第 1 4 条第 3 号 イ該当	当該法人等(又は当該個人)の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため。
	土壌汚染対策法審査における届出場所以外の情報	第 1 4 条第 3 号 イ及び第 6 号イ 該当	当該法人等(又は当該個人)の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため。 当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。
	土壌汚染対策法審査における届出の形式審査内容及び結果	第 1 4 条第 3 号 イ及び第 6 号イ 該当	当該法人等(又は当該個人)の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため。 当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。
	土壌汚染対策法施行規則第26条で定める基準による審査内容及び結果	第 1 4 条第 3 号 イ及び第 6 号イ 該当	当該法人等(又は当該個人)の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため。 当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。
	土壌汚染のおそれに関する根拠、土壌汚染対策法審査における届出の形式等審査及び審査の根拠となる書類	第 1 4 条第 6 号 イ該当	当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。
文書 4 土壌汚染対策法第 4 条に基づく一定の規模以上の土地の形質の変更届出書について	届出者氏名連絡先等	第 1 4 条第 2 号 該当	特定の個人が識別できる情報であるため。
	届出者（法人等）の印影	第 1 4 条第 3 号 イ該当	当該法人等(又は当該個人)の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため。

て (H25 30046-124)	同意権者（法人）の印影	第 1 4 条第 3 号 イ該当	当該法人等(又は当該個人)の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため。
	土地の形質の変更の規模	第 1 4 条第 3 号 イ該当	当該法人等(又は当該個人)の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため。
	事業内容	第 1 4 条第 3 号 イ該当	当該法人等(又は当該個人)の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため。
	土壌汚染対策法審査における 届出場所以外の情報	第 1 4 条第 3 号 イ及び第 6 号イ 該当	当該法人等(又は当該個人)の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため。 当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。
	土壌汚染対策法審査における 届出の形式審査内容及び結果	第 1 4 条第 3 号 イ及び第 6 号イ 該当	当該法人等(又は当該個人)の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため。 当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。
	土壌汚染対策法施行規則第26 条で定める基準による審査内 内容及び結果	第 1 4 条第 3 号 イ及び第 6 号イ 該当	当該法人等(又は当該個人)の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため。 当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。

別表 2

特定した公文書			実施機関が不開示とした部分		(A) 開示すべき部分
文書 1 供覧用紙 (H23.6.29)			提供された情報、汚染のおそれの判断		—
文書 2 土壌汚染対策法第 4 条に 基づく一定の規模以上の 土地の形質の変更届出書 について (H24 30046-97)	P1	回議用紙	なし		—
	P2	決定内容・起案説明・施行案	なし		—
	P3	受理書 (写)	形質変更の規模	面積	—
	P4	受理書 (第 1 案)	形質変更の規模	面積	—
	P5	受理通知書交付依頼 (第 2 案)	なし		—
	P6～ 7	一定規模以上の土地の形質変更の届出審査結果について	届出者連絡先	担当者氏名、電話番号	—
			事業内容	形質変更面積、工事名称	左記のうち工事名称の部分
			土壌汚染対策法施行規則第26条で定める基準による審査内容及び結果	審査内容及び結果	—
	P8～ 9	土壌汚染対策法第 4 条第 2 項の規定による汚染のおそれの審査基準	記載事項の全て		—
	P10	国土変遷アーカイブ 空中写真閲覧	なし		—
	P11	地図	なし		—
	P12	群馬県統合型GIS	土壌汚染対策法審査における届出場所以外の情報		—
	P13	土壌汚染対策法に基づく「一定の規模以上の土地の形質の変更届出書」について	2. 形質変更内容	工事名称	左記の全て
	P14	別記チェックリスト第 1 - ①号 一定規模以上の土地の形質変更の届出の收受時の形式審査について	チェック欄	チェックの有無	左記の全て
			④添付書類	「土地の形質の変更をしようとする場所を明らかにした図面」を確認する際の留意事項	左記の全て

			同意書についての留意事項	左記の全て
		届出者連絡先	担当者氏名、電話番号	—
	別記チェックリスト第2号	事業内容	工事名称	左記の全て
P15	一定規模以上の土地の形質変更の届出審査に係る所管法令の確認結果について	土壌汚染対策法施行規則第26条で定める基準による審査内容及び結果	審査内容及び結果	—
P16	様式第六 一定の規模以上の土地の形質の変更届出書	届出者	法人代表者の印影	—
		土地の形質の変更の規模	面積	—
P17	様式第5 形質の変更を仕様とする土地の一覧	一筆の面積	面積	左記の全て
		形質の変更をする面積	面積	—
P18	登記事項証明書	なし		—
P19	案内図・付近見取図	建築士等氏名		—
		工事名称	工事名称	左記の全て
P20	配置図	図面の全て	敷地内の配置の状況	—
		建築士等氏名		—
		工事名称		左記の全て
P21 ～26	旧土地台帳附属地図	土地の面積		—
文書3				
土壌汚染対策法第4条に基づく一定の規模以上の土地の形質の変更届出書について (H25 30046-62)	P1	回議用紙	なし	—
	P2	決定内容・起案説明・施行案	審査結果の一部	—
	P3	受理書（写）	形質変更の規模	面積
	P4	受理通知書交付依頼	なし	—
	P5	受理書（第1案）	形質変更の規模	面積
	P6	受理通知書交付依頼（第2案）	なし	—
		事業内容	面積	—
	P7～8	一定規模以上の土地の形質変更の届出審査結果について	土壌汚染対策法施行規則第26条で定める基準による審査内容及び結果	審査内容及び結果
	P9～12	土壌汚染対策法第4条第2項の規定による汚染のおそれの審査基準	記載事項の全て	—
	P13～14	群馬県統合型GIS	記載事項の全て	—
	P15～17	各種情報提供	記載事項の全て	—
	P18～20	各種情報提供、メールによる情報提供	照会内容、回答内容	—

	P21	土壌汚染対策法に基づく「一定の規模以上の土地の形質の変更届出書」について	2. 形質変更内容	工事名称	左記の全て
	P22	別記チェックリスト第2号 一定規模以上の土地の形質変更の届出審査に係る所管法令の確認結果について	届出代行者	届出者氏名、電話番号	—
			事業内容	工事名称	左記の全て
			土壌汚染対策法施行規則第26条で定める基準による審査内容及び結果	審査内容及び結果	—
	P23	別記チェックリスト第1-①号 一定規模以上の土地の形質変更の届出の收受時の形式審査について	チェック欄	チェックの有無	左記の全て
			④添付書類	「土地の形質の変更をしようとする場所を明らかにした図面」を確認する際の留意事項	左記の全て
				同意書についての留意事項	左記の全て
			欄外の記載	この案件における留意事項	左記の全て
	P24	様式第六 一定の規模以上の土地の形質の変更届出書	届出者	法人代表者の印影	—
			土地の形質の変更の規模	面積	—
	P25	別記様式第3号	一筆の面積	面積	左記の全て
			掘削面積	面積	—
			合計面積	面積	—
	P26 ～27	配置図	図面の全て		—
			担当者等氏名		—
			工事名称		左記の全て
	P28	(第三面) 建築物及びその敷地に関する事項	【1.地名地番】 【2.住居表示】を除く部分		—
	P29 ～50	旧土地台帳附属地図	なし		—
文書4 土壌汚染対策法第4条に基づく一定の規模以上の土地の形質の変更届出書について (H25 30046-124)	P1	回議用紙	なし		—
	P2	決定内容・起案説明・施行案	審査結果の一部		—
	P3	受理書(写)	形質変更の規模	面積	—
	P4	受理通知書交付依頼	なし		—
	P5	受理書(第1案)	形質変更の規模	面積	—
	P6	受理通知書交付依頼(第2案)	なし		—
			事業内容	面積	—

P7～ 8	一定規模以上の土地の形質変更の届出審査結果について	土壌汚染対策法施行規則第26条で定める基準による審査内容及び結果	審査内容及び結果	—
P9～ 10	群馬県統合型GIS	記載事項の全て		—
P11 ～13	各種情報提供、メールによる情報提供	照会内容、回答内容		—
P14	土壌汚染対策法に基づく「一定の規模以上の土地の形質の変更届出書」について	2. 形質変更内容	工事名称	左記の全て
P15	別記チェックリスト第2号 一定規模以上の土地の形質変更の届出審査に係る所管法令の確認結果について	届出者連絡先	担当者氏名、電話番号	—
		事業内容	工事名称	左記の全て
		土壌汚染対策法施行規則第26条で定める基準による審査内容及び結果	審査内容及び結果	—
P16	別記チェックリスト第1-①号 一定規模以上の土地の形質変更の届出の收受時の形式審査について	チェック欄	チェックの有無	左記の全て
		④添付書類	「土地の形質の変更をしようとする場所を明らかにした図面」を確認する際の留意事項	左記の全て
			同意書についての留意事項	左記の全て
P17	様式第六 一定の規模以上の土地の形質の変更届出書	届出者	法人代表者の印影	—
		土地の形質の変更の規模	面積	—
		連絡先	担当者氏名、メールアドレス、電話番号	—
P18	別記様式第3号	一筆の面積	面積	左記の全て
		盛土面積	面積	—
		掘削面積	面積	—
		合計面積	面積	—
P19	調査対象地案内図	なし		—
P20	土地の形質の変更をしようとする場所を明らかにした図面（平面図）	土地の形質の変更の規模	面積	—
		図面の全て		—

	P21	土地の形質の変更をしようとする場所を明らかにした図面（断面図）	図面の全て		—
			最大掘削深度	深さ（m）	—
	P22 ～25	旧土地台帳附属地図	なし		—
	P26	同意書	同意権者の住所及び氏名	法人代表者の印影	—
	P27 ～30	登記事項証明書	なし		—